

一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク 運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク(以下「この法人」という。)は、広く一般市民、特に子育てに悩みを抱える方々及びその家族に対して、子どもの健全育成、地域福祉の向上、相互コミュニティの構築に関する事業等を行い、子どもの健全育成及び社会教育の推進に寄与することを目的として、以下の事業を行うものとする。

(1) 特別養子縁組事業「おきなわ子ども未来ポケット」

平成31年4月、沖縄県より許可を受けて実施。許可番号：沖縄県指令子第548号

令和4年4月、沖縄県より許可を受けて延長実施。許可番号：沖縄県指令子第497号

(2) 若年にんしんSOS沖縄事業

平成31年4月、日本財団の助成を受けて実施。令和3年4月、沖縄県より委託を受ける。

(3) リングキャンペーン事業

令和2年8月より実施(自主事業)。令和4年6月、内閣府より助成を受けて実施する。

(4) まりやハウス風のいえ事業

令和3年4月、日本財団より助成を受けて実施。令和5年9月、事業終了。

(5) シングルマザー運転免許取得事業

令和6年7月より実施。対象者6名のうち通所3名、入所(みらいシンシア)3名とする。休眠預金活用事業にて実施する。

(基本方針)

第2条 運営に関する基本方針は以下の通りとする。

- (1) 児童の最善の利益の確保に努める。
- (2) 営利を目的とした養子縁組のあっせんを禁止する。
- (3) 生みの親による養育の可能性の模索を行う。
- (4) 国内におけるあっせんを優先する。
- (5) 出自を知る権利を確保する。
- (6) 関係機関の連携による業務の推進に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称等は下記の通りとする。

事業所名 一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク

住所 〒904-0301 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2247-1 ギボマンションV 303号室

連絡先 Tel: 098-989-7301 Fax: 098-989-7302 Email: okinawamirai@snow.ocn.ce.jp

(営業日及び営業時間等)

第4条 営業日等は以下の通りとする。

営業日 月曜日から金曜日まで。但し国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間 午前9時から午後5時まで。
定員 みらいシンシアの定員は3名とする。

(利用料その他の費用の額)

第5条 特別養子縁組事業は、あっせん手数料を別に定めるものとする。その他の事業については、利用料その他の費用は無料とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は以下の通りとする。

(1) 管理者 業務の管理を一元的に行うとともに職員に必要な指揮命令を行うものとする。

管理者 1名

(2) 担当者 事業別の担当者は、以下の通りとする。

①若年妊産婦支援事業

ライン担当 1名 24時間365日、利用者からのLINEに対応にする。

相談支援員 1名 利用者に同行するサポーター、受診病院等を調整する。

(事務担当) サポーター研修計画、実施、その他所掌事務を担当する。

②特別養子縁組あっせん事業

あっせん責任者 1名 特別養子縁組事業全般の責任者として従事する。

社会福祉士 1名 実親、養親希望者等に対する支援業務に従事する。

看護師 1名 実親への病院同行、養親希望者の育児支援に従事する。

③リングキャンペーン事業

相談支援員 1名 利用者、保健師、病院等との調整業務。

助産師(兼務) 1名 病院、市町村等との調整

看護師(兼務) 1名 病院、市町村等との調整

④シングルマザー運転免許取得事業(みらいシンシア対応)

コーディネーター 1名 みらいシンシア業務全般のコーディネートに従事する。

相談支援員 2名 運転免許取得及び就労等に対する支援業務に従事する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は沖縄県内とする。

(その他運営に関する重要事項)

第8条 職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回程度(外部研修を含む)

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む。

附 則

この規程は、令和3年4月13日から施行する。(令和3年4月13日理事会決議)

附則

この規程は、令和6年12月11日から施行する。(令和6年12月11日理事会決議)